

基本方針（４）低所得者世帯等への支援強化

【現状と課題】

社協では生活福祉資金貸付制度、緊急小口資金、総合支援資金、総合不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業といった各種貸付事業があり所得の少ない世帯等へ資金の貸付を行っています。近年では非正規雇用の増加等により低所得者世帯が増加傾向にあり、社協にも問合せや相談が増えています。各貸付事業の要件を満たしていないため、貸付に至らないケースについては、関係機関を紹介しています。相談の内容は、医療費の支払いに関するものから、失業による生活費や、多重債務など多種多様です。中でも一番多い相談は、進学に係る費用の相談です。また、西多摩くらしの相談センターが、低所得者世帯の子ども達の学習支援を、地域のコミュニティセンターで実施していますが、学習支援ボランティアの紹介等をボランティアセンターが行っています。

【今後の取り組み】

①低所得者世帯等の子どもが進学を諦めない支援

教育資金に関する貸付制度の広報活動を、民生委員・児童委員や関係機関などと連携し、中学校を中心に充実させるとともに、きめ細やかな相談体制を確立します。貧困の世代間継承を防ぐため、一人親世帯等が、経済的な理由で進学を諦めることがないように貸付事業を実施し、子ども達が安心して進学できる環境を推進していきます。

②貸付の対象にならない方への支援

相談者の状況に応じて瑞穂町、西多摩くらしの相談センター、西多摩福祉事務所、東京都社会福祉協議会などの関係機関と連携した支援を行っていき、制度に該当しない方への支援を充実していきます。

③関係機関との連携強化

様々な関係機関と必要に応じて連絡会等の情報交換の場を作ります。さらに、西多摩くらしの相談センター等の関係機関ともボランティアの紹介以外に今後どのような連携ができるのか、検討していきます。

※生活福祉資金貸付制度：	低所得者等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的支援を図る制度
※緊急小口資金：	緊急かつ一時的に困窮している世帯へ資金の貸付を行い経済的自立を図る貸付制度
※総合支援資金：	日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度
※総合不動産担保型生活資金：	現在自己所有の不動産に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対してその不動産を担保として生活資金を貸付ける制度
※受験生チャレンジ支援貸付事業：	学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付を行い、一定所得以下の世帯の子供への支援を目的とした貸付金
※西多摩くらしの相談センター：	東京都青梅合同庁舎（青梅市）内に所在し、生活困窮者自立支援法に基づき生活上の困りごとや就労、引きこもり、子供の学習、住居等に関する総合相談窓口